

仕 様 書

1 本業務の名称と目的

業務の名称：令和5年度京都府立舞鶴支援学校公用車運行委託業務

目 的：生徒の通学等を保障するため、本校所有のリフト付き福祉車両（以下「公用車」という。）を安全に運行すること。

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

3 運行内容

(1) 運行内容については、次のとおりとする。

- ① 使用車両は本校所有の公用車1台とする。
- ② 運行予定経路（別紙①のとおり）
- ③ 運行予定時間（別紙②のとおり）

なお、運行経路及び時間については、令和5年3月現在の予定であるため、生徒の状況に応じて変更することがある。

(2) 運行予定日数

校長が指定する日

令和5年度 204日

原則として、令和5年4月10日から令和6年3月31日までの間で、土・日曜日、祝日及び夏季・冬季・春季休業日を除いた日

なお、運行予定日数は、令和5年度最大運行予定日数であり、気象状況等の理由により学校が休校等になった場合など、運行日数が減少することがある。

公用車で通学する生徒が学校を休む場合は、その日は運休扱いとする。

また、事情により、往復いずれかのみの運行となった場合は、1日単価の半額をもって、その単価とする。（1円未満の端数が生じた場合は、端数を切捨てるものとする。）

(3) 生徒の校外学習やその他必要な場合、公用車の運行について協力を求めることがある。

4 業務内容

(1) 生徒の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもって公用車を運行させること。特に発着の際には、車両の周辺に注意すること。

(2) 運行する車両には生徒の介助を行うための職員（以下「介助員」という）を1名配置すること。

(3) 受託者は、運行責任者を選任しなければならない。運行責任者は、運転者や介助員を指導するとともに、公用車内の状況等を把握し、委託者に報告しなければならない。

なお、運行責任者は、運転者や介助員と兼任することはできない。業務従事者の

健康状態等の健康管理や公用車誘導等を行い安全運行に努めなければならない。

- (4) 運転者及び介助員は、生徒への対応及び運行にあたっては、親切、丁寧、温かい心をもって行うこと。
- (5) 運行にあたっては、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し点検整備記録を備えること。
また、衛生面においても十分に配慮し、室内外の清掃を行うこと。
- (6) 運行中に発生した事故等については、直ちに学校に連絡するとともに、事故に係る一切の処理を行うこと。
- (7) 運行に使用した車両が事故又は故障その他の理由により運行を中断したときは、連絡をしてから1時間以内に代替車両による運行を再開するなど適切な措置を講じて、生徒の輸送業務を継続させること。
その場合は、生徒に及ぼす影響が最小限になるよう配慮すること。
- (8) 運行の中断が複数日に及ぶ場合においても、公用車で運行が再開できるまでの間、代替車両等を準備し運行業務を継続させること。
- (9) 運行にあたっては、委託者と事前に綿密な打ち合わせを行うとともに、運行期間中、常時緊密な連携を保持すること。

5 運行に従事する者

- (1) 運転者は、普通自動車2種免許以上を取得している者とする。
なお、運転者の名簿等を委託者に提出すること。
- (2) 原則としてその委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。
- (3) 運転者の安全運転教育及び健康管理に努めること。
- (4) 生徒の障害に対する理解を深めるため学校が実施する研修等に参加させること。
- (5) 運転者は、特別支援学校のスクールバス又は旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（バス、普通自動車等）の運転経験がある者とする。

6 介助に従事する者

- (1) 介助員は、下記のいずれかの資格、経験を有する者とする。
なお、介助員の名簿と資格・経験（履歴）に関する書類（証書の写、履歴証明等証明できるもの）を委託者に提出すること。
 - ア 教員免許を有する者
 - イ 福祉系大学を卒業した者
 - ウ 保育士免許を有する者
 - エ ホームヘルパー1級、ホームヘルパー2級又はホームヘルパー3級の資格を有する者
 - オ 介護福祉士の資格を有する者
 - カ 介護支援専門員の資格を有する者
 - キ 社会福祉士の資格を有する者
 - ク 精神保健福祉士の資格を有する者
 - ケ ケアマネージャーの資格を有する者

- コ 看護師の資格を有する者
- サ 理学療法士、作業療法士の資格を有する者
- シ 次に掲げるいずれかの施設において通算１年以上の介護経験を有する者

- (ア) 有料老人ホーム
- (イ) 軽費老人ホームＡ型
- (ウ) 軽費老人ホームＢ型
- (エ) 養護老人ホーム
- (オ) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (カ) グループホーム（痴呆症高齢者グループホーム）
- (キ) ケアハウス（軽費老人ホームＣ型）
- (ク) 短期入所生活介護施設（ショートステイ）
- (ケ) 短期入所療養介護施設（ショートステイ）
- (コ) 老人デイサービスセンター
- (サ) 訪問看護ステーション
- (シ) 高齢者生活福祉センター
- (ス) 在宅介護支援センター
- (セ) シの（ア）から（ス）以外の介護福祉施設

- ス 次に掲げるいずれかの施設において通算１年以上の指導経験を有する者

- (ア) 保育所
- (イ) 乳児院
- (ウ) 児童厚生施設
- (エ) 児童養護施設
- (オ) 知的障害児施設
- (カ) 知的障害児通園施設
- (キ) 盲ろうあ児施設
- (ク) 肢体不自由児施設
- (ケ) 重症心身障害児施設
- (コ) 情緒障害児短期治療施設
- (サ) 児童自立支援施設
- (シ) 児童家庭支援センター
- (ス) スの（ア）～（シ）以外の児童福祉施設

- セ 特別支援学校のスクールバス又は本校の公用車で通算１年以上の介助経験を有する者

- (２) 介助員は、原則として委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。
- (３) 介助員の、知的障害及び肢体障害に対する理解を深めるための教育及び健康管理に努めること。
- (４) 生徒の障害に対する理解を深めるため、学校が実施する研修又は連絡会等に参加させること。

7 委託契約に含まれる費用等

- (1) 代替車両等については、受託者において準備すること。代替車両等の経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。
- (2) 修理費用
 - ・運行に伴い発生した受託者の過失による不調・故障等に対する経費。
 - ・(その他車両の老朽化や受託者の過失以外による修理については委託者と受託者で別途協議するものとする。)
 - ・事故(自損事故・衝突事故を問わない)の際に車両の原状復帰のために必要となる全経費。

(燃料費、任意保険料、自動車損害賠償責任保険及び自動車重量税、及び車検に係る費用等公用車の運行に付随する経費については委託者が負担する。)
- (3) 事故の処理及び防止対策、交渉等に係る一切の経費。
- (4) 3の(3)による校外学習等のための運行に係る経費については、その都度、委託者と受託者で別途協議するものとする。

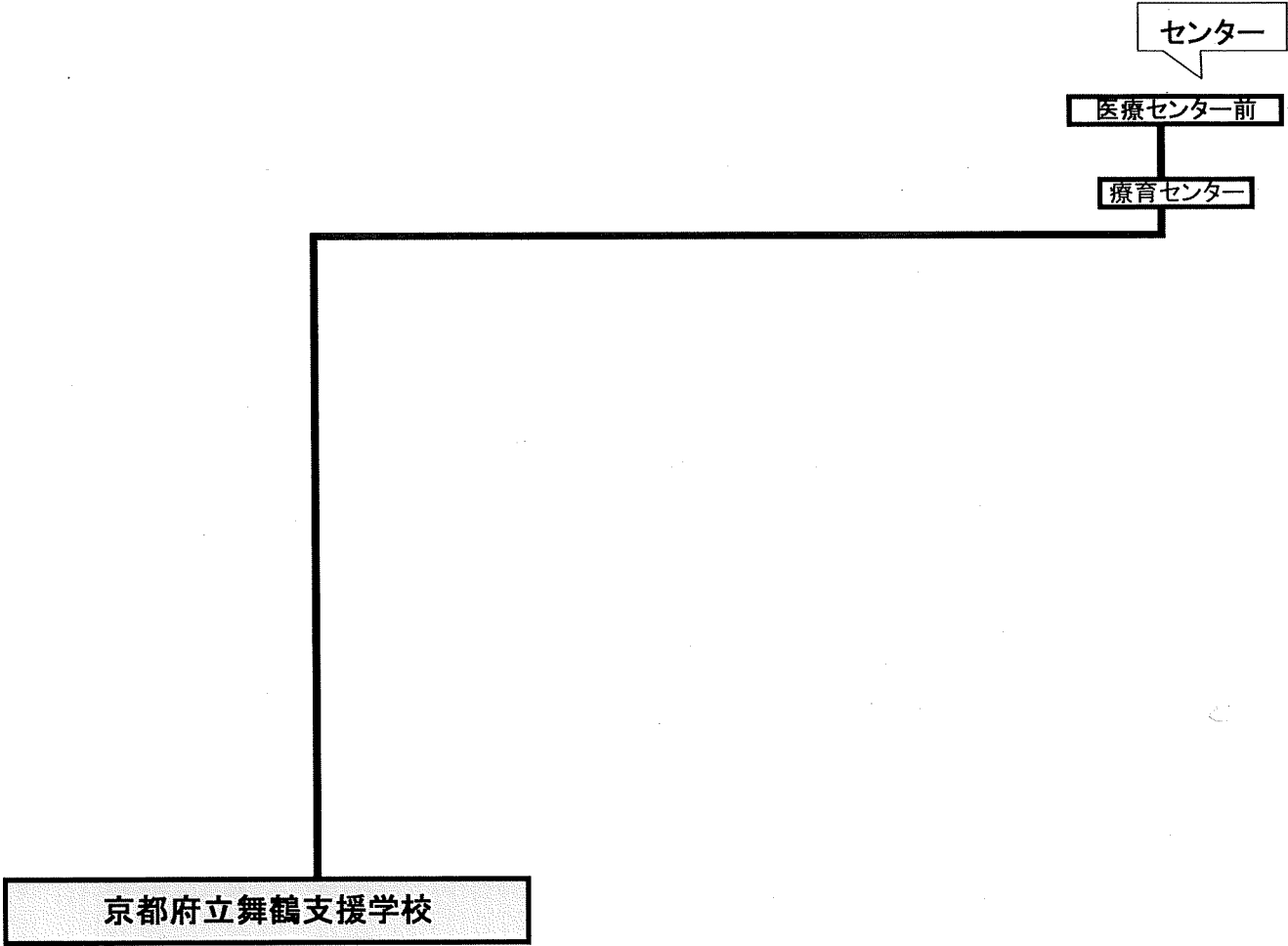
8 その他

- (1) 公用車の保管場所は学校とする。
- (2) 公用車駐車場から正門までの通路で除雪が必要となる場合は、公用車の運行上又は歩行者の安全を考慮した上で、受託者において実施するものとする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて得た生徒のプライバシーに関する情報、委託者及び運行管理に関する情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、車両について仕様変更等を行う場合、委託者と協議をしなければならない。
- (5) 受託者は、委託者が指定している運行初日までの土・日曜日、祝日を除く日に、委託者に事前に申し出ることにより、公用車の試運行を行うことができる。

なお、これに係る一切の責任及び経費は、受託者負担とする。
- (6) 運行経路及び時間については、生徒の異動等により委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

なお、コース数の増減については、この限りではない。

令和5年度 京都府立舞鶴支援学校公用車運行予定経路



令和5年度 公用車運行予定時間

京都府立舞鶴支援学校

センターコース

停留所	登校時刻	下校時刻（時間数）		
		平日（6）	水曜（5）	短縮（3）
医療センター前	8:20	16:05	15:05	12:15
舞鶴こども療育センター	8:30	15:55	14:55	12:05
学校	8:50	15:30	14:30	11:40